

# 札幌コンサートホールの指定管理者の選定結果について

## 1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年8月2日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和4年10月11日 書類審査、面接審査、選定

## 2 選定委員会委員

委員7名（市職員1人、外部委員6人）

委員長 北村 清彦 北海道大学名誉教授

副委員長 三橋 純予 北海道教育大学岩見沢校アートマネジメント美術研究室教授

委員 今村 恒雄 社会保険労務士

委員 斎藤 歩 公益財団法人北海道演劇財団理事長

委員 松尾 大介 公認会計士・税理士

委員 三部安紀子 特定非営利活動法人北海道国際音楽交流協会（ハイメス）専務理事

委員 木戸 拓史 市民文化局文化部文化振興課長

## 3 応募団体

団体名

公益財団法人札幌市芸術文化財団（※現指定管理者）

非公募により応募を求めた理由 別紙のとおり

## 4 選定結果（指定管理者候補者）

### (1) 選定された団体

公益財団法人札幌市芸術文化財団 理事長 秋元 克広

札幌市南区芸術の森2丁目75番地

### (2) 選定の理由

公益財団法人札幌市芸術文化財団は、札幌コンサートホールの管理運営業務における各要求水準を満たし、かつ、札幌コンサートホールの選定基準における市民の平等な利用が確保される事業計画を提案している点並びに安定した管理運営を担える健全な組織体制及び財務状況を有している点が特に優れていると評価された。

施設の効用発揮の点では、現指定管理者として、本市の音楽芸術の振興に寄与する豊富な事業の実績を有するほか、クラシック音楽に馴染みのない方にも親しみやすい事業を実施することにより、鑑賞者の裾野拡大に寄与する事業計画を提案している点が高く評価された。

以上の点から、札幌コンサートホールの設置目的を効果的に達成するために、公益財団法人札幌市芸術文化財団は指定管理者の候補として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	基礎配点	候補者
①平等利用の確保	5点	4.20点
②施設の効用発揮	95点	78.60点
③安定経営能力	85点	66.49点
④管理経費の縮減	30点	7.40点
合計	215点	156.69点
得点率	—	72.9%

(4) 指定期間 令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日の予定

5 その他

令和4年第4回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

市民文化局文化部文化振興課 TEL011-211-2261

## 札幌コンサートホールの指定管理者の選定方法を非公募とした理由

### 1 継続的な事業執行の必要性について

札幌コンサートホール（以下「コンサートホール」という。）は、国際都市・札幌にふさわしい音楽文化の拠点施設として、音楽の鑑賞その他音楽に関する活動の場の提供及び音楽に関する事業を行うことにより、音楽芸術の振興及び音楽を通じた国際交流の推進を図ることを目的として設置された施設である。

コンサートホールでは、施設の設置目的を達成するため、施設の貸出し（貸館業務）のほか、世界的に著名なオーケストラや演奏家のコンサートを開催し、優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、地元の音楽家・音楽団体・学校などと連携した事業や、ヨーロッパから招へいした「専属オルガニスト」によるパイプオルガンの普及振興事業、世界的音楽教育機関であるハンガリーのリスト音楽院と連携した「リスト音楽院セミナー」といった高度なレベルの講師陣を迎えた人材育成事業など、様々な事業を展開している。

こうした事業では、通常、企画立案から事業実施までの準備期間として、2、3年を必要とするものが多く、数年ごとに指定管理者を公募する状況では、事業を長期的な視点で継続的、安定的に運営することが困難となる。

また、コンサートホールの管理運営には、高度な専門知識を有するスタッフの確保・育成、事業の企画立案等に関するノウハウの蓄積及び他の音楽ホールや文化施設、文化芸術団体等とのネットワークの構築が不可欠であることから、同一の団体が継続的に管理運営を行う必要がある。

### 2 札幌市の関与の必要性について

文化芸術事業の成果は、入場者数や入場料収入などの収益性だけによって計られるものではなく、収益性は低くても将来の文化芸術の担い手を育成する事業や、市民が自ら文化芸術を発信できる環境づくりなど、施設の設置目的の達成と、本市が目指すまちづくりの在り方という観点から考えていくことが必要である。

本市では、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民が心豊かに暮らせる文化の薫り高き札幌のまちづくりに寄与することを目的として、札幌市文化芸術振興条例（平成19年条例第12号）を制定し、これを受けて、本市の文化芸術施策推進の指針となる札幌市文化芸術基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。なお、平成29年に同条例の一部を改正し、その題名を「札幌市文化芸術基本条例」に改めるとともに、文化芸術の振興のみならず、文化芸術の関連分野と連携した施策も同条例の対象となることをより明確にしている。また、現基本計画は令和5年度で計画期間を満了することから、次期基本計画の策定に向け、現在、検討を行っている。

コンサートホールは、基本計画に沿って本市の文化芸術施策を進め、同条例の理念を具体化するに当たって、中核的な役割を担う施設の一つであることから、市と指定管理者が密接に連携しながら施設の管理運営を行い、事業内容の企画立案等を市と一体となって行うなど、本市による指定管理者への継続的かつ積極的な関与が特に必要となる施設である。

### 3 コンサートホールの管理運営の担い手について

現在、指定管理者としてコンサートホールを管理運営している公益財団法人札幌市芸術文化財団（以下「芸術文化財団」という。）は、芸術の森の管理運営を行うために設立された財団法人札幌芸術の森を前身としており、その後、コンサートホールの開館当時から管理運営を行っている。芸術文化財団は、本市の芸術文化の普及振興を図ることを目的として設立された団体であり、本市の出資団体であることから、市が人的及び財政的に関与し、継続的かつ安定的な事業執行が可能である。

以上のことから、本市が一定の関与を行う団体を指定管理者として指定するため、指定管理者を非公募により選定する必要がある。